

2009年10月から

### 3 出産育児一時金が 42万円に引き上げられます



2009年1月1日から、「産科医療補償制度」がスタートしました。この制度に登録する妊産婦には、「出産育児一時金(家族出産育児一時金)」として制度の費用(3万円)を加算した額(1児につき38万円)※が支給されます。

さらに、厚生労働省は、緊急の少子化対策として10月からも出産育児一時金の支給額を引き上げる見直し案を提示しました。2009年10月から2011年3月までの暫定措置として、全国一律に額を引き上げるとしています。具体的な引き上げ額は、4万円となる見通しです。

※死産等を含み、妊娠22週以降の出産に限ります。なお、妊娠22週未満の出産の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合の出産育児一時金は35万円です。



## 産科医療補償制度 Q&A

### Q<sub>1</sub> 産科医療補償制度とは?

A<sub>1</sub> お産の場面では、赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくるために、医師や助産師などが大変な努力をしていますが、それでも予期せぬできごとが起こってしまうことがあります。

この制度は、赤ちゃんがお産に関連して重度の脳性まひを発症した場合に、すみやかに補償を受けることができることに加え、その原因を分析することなどによって、安心して産科医療を受けられる環境整備をめざすものです。

### Q<sub>2</sub> 出産する施設が産科医療補償制度に加入しているか確認するには?

A<sub>2</sub> 加入施設には加入証(右図参照)の掲示があります。また、下記の産科医療補償制度のホームページから、全国の加入施設リストをご覧いただけます。

※2009年3月25日現在、全国の99.2%の施設が加入しています。



産科医療補償制度のホームページ  
<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>



### Q<sub>3</sub> 補償の対象となるのは?

A<sub>3</sub> 加入施設の医学的管理下における出産で、次の基準を満たす状態で出生した赤ちゃんが対象になります。

1. 出生体重が2,000g以上かつ妊娠33週以上
2. 身体障害者1、2級相当の重症児

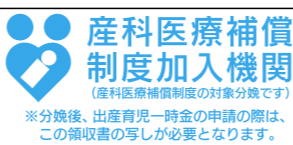
※詳細は産科医療補償制度のホームページをご覧ください。

### Q<sub>4</sub> 手続き方法は?

A<sub>4</sub> 産科医療補償制度に加入している施設(病院、診療所、助産所等)が発行する領収書(請求書)のコピーと「出産育児一時金請求書」を健保組合へご提出ください。

※領収書には施設が所定のスタンプ(右図参照)を押印することになっておりますので、ご確認ください。

※詳細はMS1健保ホームページまたは健保インターネットホームページ(本誌P11および保険証の裏面に記載)をご覧ください。



### Q<sub>5</sub> 里帰り出産の場合は?

A<sub>5</sub> 実際に出産する施設で登録します。転院する場合は、転院先へ登録証(控)を提示して、再登録します。出産する施設が制度に加入しているか必ずご確認ください。

# 医療保険制度が変わります

将来にわたって持続可能な高齢者医療制度をつくり、産科医療を安定させるために、2009年度に医療保険制度が改正されます。その概要をご紹介します。

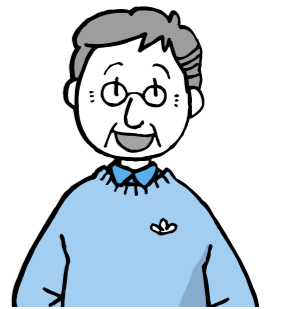
2009年4月から

## 1 70～74歳の方の一部負担金の見直しが凍結されました

70～74歳の方\*の一部負担割合については、2008年4月から2割に引き上げられることになっていましたが、2009年3月までの1年間は、特例的に1割に据え置かれていました。

この措置が継続されることとなり、2009年4月から2010年3月までの1年間についても、1割負担に据え置かれます。

※現役並み所得者(3割負担)の方、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。



### ※現役並み所得者とは?

現役世代の標準的な課税所得と同程度の方です。標準報酬月額28万円以上で70歳以上75歳未満の被保険者と、その方の70歳以上75歳未満の被扶養者となります。

ただし、右記のいずれかに該当する場合は、健康保険組合に届け出ることにより一般として扱われ、1割負担となります。

- 複数世帯の年収が520万円(単身者の場合383万円)未満の場合
- 被扶養者が長寿医療制度の被保険者になることによって単身者の基準(年収383万円以上)に該当する被保険者について、世帯に他の70歳以上75歳未満の被扶養者がいない場合に、被扶養者であった方の収入を合算した年収が520万円未満の場合(2009年1月から)

## 高齢受給者証の差替えについて



一部負担金の見直しの凍結に伴い、高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄が「2割(平成21年3月31日までは1割)」と印字されている方に、「2割(平成22年3月31日までは1割)」と記載した高齢受給者証を3月2日にお送りしました。

2009年1月から

## 2 75歳到達月の高額療養費の自己負担限度額の特例が創設されました

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算することとされており、75歳になり長寿医療制度の被保険者となった場合、75歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日後の医療費について、健康保険制度と長寿医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用されますが、2009年1月からは、この自己負担限度額は個人単位で両制度のいずれも本来額の2分の1が適用されることになりました。

※75歳の誕生月がその月の初日の場合は適用されません。

### ●自己負担限度額の区分が一般で、外来+入院(世帯ごと)の場合の例(改正後)

